
6 0 0 1 . 担保提供書提出

業務コード	業務名
T T T	担保提供書提出

1. 業務概要

担保を提供する者または既に提供している者が、税関に対して以下の申請を行う。

(1) 登録

輸入申告等^{*1}に係る担保について、新規に提供する旨の申請を行う。

(※1) 輸入申告等とは、以下の手続きを指す。

- ①輸入申告（輸入許可前貨物引取（以下、BPという。）承認申請を含む。）
- ②輸入申告（少額関税無税）（BP承認申請を含む。）
- ③輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告および蔵出輸入（引取）申告を含む。）
- ④輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告および蔵出輸入（引取・特例）申告を含む。）
- ⑤特例申告（特例委託特例申告を含む。）
- ⑥特例申告期限内訂正（特例委託特例申告期限内訂正を含む。）
- ⑦蔵入承認申請
- ⑧移入承認申請
- ⑨総保入承認申請
- ⑩展示等申告
- ⑪蔵出輸入申告（BP承認申請を含む。）
- ⑫移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を含む。BP承認申請を含む。）
- ⑬総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。BP承認申請を含む。）
- ⑭輸入申告（沖縄特免制度）（BP承認申請を含む。）
- ⑮保税運送申告
- ⑯石油石炭税納税申告

(A) 個別担保

申請先税関官署に対する1の輸入申告等に使用可能な担保を指す。

(B) 据置担保（官署別）

- ①申請先税関官署に対する複数の輸入申告等に使用可能な担保を指す。
- ②担保提供に合わせて包括納期限延長申請を行うことを可能とする。この場合は、担保提供原因コードに「HEN」を登録する。
- ③使用可能な通関業者を3社まで特定可能とする。なお、担保提供者と使用可能通関業者の関連については、特記事項を参照。

(C) 据置担保（一括）

- ①複数の税関官署に対する複数の輸入申告等に使用可能な担保を指す。
- ②担保提供に合わせて包括納期限延長申請を行うことを可能とする。この場合は、担保提供原因コードに「HEN」を登録する。
- ③使用可能官署の指定を可能とする。この場合指定した税関官署は、書面による手続の場合における担保の提供先及び包括納期限延長の申請先税関官署とみなす。
- ④輸入者提供の担保については、引取担保等^{*2}の登録を可能とする。この場合は、引取担保として提供する金額を設定すること。

(※2) 引取担保等とは担保提供原因コードに「K07」を含む担保（引取担保または併用担保）を指す。

(2) 積増し

システムに登録された据置担保を追加提供する旨の申請を行う。担保登録から全ての担保登録票が担保解除されるまでの間可能とする。

(3) 訂正

以下の要件により、システムに登録された据置担保（一括）を訂正する旨の申請を行う。担保登録から全ての担保登録票が担保解除されるまでの間可能とする。

(A) 訂正（指定官署）

担保の使用可能官署の訂正がある場合は、訂正後の税関官署を全て入力する。当該担保が包括納期限延長申請を行っている担保である場合は、併せて包括納期限延長申請を行う必要がある。

(B) 訂正（引取金額）

担保提供原因コードに「K07」が存在する担保について、引取担保として提供する金額の変更を行う場合は、訂正後の引取担保提供金額を入力する。

(4) 更新

システムに登録された担保提供原因コードに「HEN」が存在する据置担保について、包括納期限延長の期間を更新する旨の申請を行う。担保登録から全ての担保登録票が担保解除されるまでの間可能とする。

2. 入力者

通関業、輸出入者、汎用申請者

3. 制限事項

(1) 担保DBの1の担保登録番号に対して、有効な担保登録票は最大15であること。

(2) 担保DBの1の担保登録番号において、担保提供金額が10兆円未満であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 担保DBチェック

(A) 積増しの場合

①入力された担保登録番号が存在すること。

②入力された担保登録番号に係るすべての担保登録票が解除済みでないこと。

③入力された担保種別コードが登録されている担保種別コードと同一であること。また、当該担保が据置担保（官署別）または据置担保（一括）であること。

④据置担保（官署別）の場合は、入力された申請先税関官署と担保を登録した税関官署が同一であること。この場合、政令派出所は元官署と同一官署であるとみなす。以下、税関官署の同一チェックにおいて同様とする。

⑤入力された担保提供者コードが登録されている担保提供者コードと同一であること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

⑥引取担保提供金額が入力された場合（引取担保の積増し）は、担保提供原因コード「K07」が登録されていること。

(B) 訂正の場合

- ①入力された担保登録番号が存在すること。
- ②入力された担保登録番号に係るすべての担保登録票が解除済みでないこと。
- ③入力された担保種別コードが登録されている担保種別コードと同一であること。また、当該担保が据置担保（一括）であること。
- ④入力された担保提供者コードが登録されている担保提供者コードと同一であること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。
- ⑤包括納期限延長申請表示に「1」が入力された場合（包括納期限延長担保の訂正）は、担保提供原因コード「HEN」が登録されていること。
- ⑥訂正（引取金額）の場合は、担保提供原因コード「K07」が登録されていること。
- ⑦訂正（引取金額）の場合は、入力された引取担保提供金額が登録されている担保提供金額から引落とし済額を引いた額以下であること。

(C) 更新の場合

- ①入力された担保登録番号が存在すること。
- ②入力された担保登録番号に係るすべての担保登録票が解除済みでないこと。
- ③入力された担保種別コードが登録されている担保種別コードと同一であること。また、当該担保が据置担保（官署別）または据置担保（一括）であること。
- ④据置担保（官署別）の場合は、入力された申請先税関官署と担保を登録した税関官署が同一であること。
- ⑤入力された担保提供者コードが登録されている担保提供者コードと同一であること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。
- ⑥担保提供原因コード「HEN」が登録されていること。

(4) 輸入申告DB等チェック

個別担保の登録の場合は、輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは石油石炭税納税申告DB（以下、輸入申告DB等という。）に対し以下のチェックを行う。

- ①入力された輸入申告等の番号が存在すること。
- ②入力された輸入申告等の番号に対して、既に個別担保が登録されていないこと。
- ③入力された輸入申告等の番号に対して、既に据置担保が2つ登録されていないこと。（特例申告の場合を除く）
- ④入力された輸入申告等の番号が、撤回済みでないこと。
- ⑤入力された輸入申告等の番号が、手作業移行済みでないこと。
- ⑥入力された輸入申告等の番号が、無効でないこと。
- ⑦入力された輸入申告等の番号が、BP承認済みでないこと。
- ⑧入力された輸入申告等の番号が引取申告の場合に、引取許可済みでないこと。
- ⑨入力された輸入申告等の番号が特例申告の場合に、特例申告受理済みでないこと。
- ⑩入力された輸入申告等の番号が引取申告、特例申告または石油石炭税納税申告以外の場合に、輸入許可済みでないこと。
- ⑪入力された輸入申告等の番号が石油石炭税納税申告の場合に、石油石炭税納税申告済みでないこと。
- ⑫担保提供者が輸入者、または未入力の場合（無符号輸入者の担保）は、入力された使用可能通関業者コードが輸入申告等の申告予定者と同一であること。また、特例申告の場合は特例申告通関業者と同一であること。

- ⑬担保提供者が輸入者の場合は、入力された担保提供者コードの先頭８桁または１３桁が、輸入申告等の輸入者または輸入取引者の先頭８桁または１３桁と同一であること。ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。
- ⑭担保提供者が通関業の場合は、入力された担保提供者コードが輸入申告等の申告予定者と同一であること。また、特例申告の場合は特例申告通関業者と同一であること。
- ⑮輸入申告の場合は、入力された申請先税関官署が輸入申告等の申告予定税関官署と同一であること。また、特例申告の場合は、入力された申請先税関官署が輸入申告等の特例申告予定税関官署と同一であること。
- ⑯担保提供者が輸入者、かつ使用可能通関業者コード欄に「９９９」が入力された場合、輸入申告等に自社通関の旨が登録されていること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）担保提供書提出番号の払出し処理

税関毎に担保提供書提出番号の払出しを行う。

（３）使用可能官署登録処理

据置担保（一括）の登録及び訂正（指定官署）の場合は、以下の処理を行う。

- ①使用不可能表示に「０」が入力された場合は、税関毎に包括的または個別に指定された官署を使用可能官署とする。
- ②使用不可能表示に「１」が入力された場合は、税関毎に包括的または個別に指定された官署以外の官署を使用可能官署とする。
- ③使用不可能表示及び全税関の包括指定表示に「０」を入力し、全税関の個別官署コードを入力しない場合は、全税関を包括的に指定したものとみなし、全税関官署を使用可能官署とする。

（４）担保ＤＢ処理

積増し、訂正及び更新の場合は、担保ＤＢから担保情報を取得する。

（５）担保提供書ＤＢ処理

入力内容、処理結果及び担保情報を登録する。

（６）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
担保提供書提出結果情報	正常終了の場合	入力者
担保提供書提出控情報 （包括納期限延長申請控 情報兼用）	正常終了の場合	入力者 申請先税関官署 （収納担当部門）

7. 特記事項

(1) 担保提供者と使用可能通関業者の関連は、次の通りである。

担保種別	担保提供者	使用可能通関業者
個別担保	輸入者	①通関業者コード（通関業者コード所有の輸入者の場合は、「999」も可 ^{*3} ） ②1社のみ入力可（必須入力）
	システムに登録されていない輸入者	①通関業者コード ②1社のみ入力可（必須入力）
	通関業者	指定不可
据置担保（官署別）	輸入者	①通関業者コード（通関業者コード所有の輸入者の場合は、「999」も可 ^{*3} ） ②3社まで入力可 ③省略した場合は、全ての通関業者が利用可
	通関業者	指定不可
据置担保（一括）	輸入者	指定不可（全ての通関業者が利用可）
	通関業者	指定不可

（*3）自社通関で使用する可能性がある担保を提供する場合の注意事項

使用可能通関業者コード1～3のいずれかに「999」を入力すること。または使用可能通関業者コードを1つも指定しないこと（据置担保（官署別）の場合）。その他の入力を行った場合、担保引落とし時にエラーとなる。（本業務入力時はチェックができない）

(2) 使用可能官署の指定については、以下の通りである。

なお、個別官署を指定した場合は、システム参加税関官署が追加された場合には使用可能官署への追加を行う必要があるため、留意すること。

入力内容			設定される内容		備考
使用不可能表示	包括指定	個別官署	包括指定	個別官署	
0	0		0		当該税関に属する官署は使用不可 ただし全税関について本指定を行った場合、全ての税関官署が包括的に使用可能
	1		1		当該税関に属する官署は包括的に使用可能
	0	A, B, C...	0	A, B, C...	当該税関に属する官署の内、コード指定した官署のみ使用可能
	1	A, B, C...			(エラー)
1	0		1		当該税関は包括的に使用可能
	1		0		当該税関に属する官署は全て使用不可
	0	A, B, C...	0	A, B, C以外	業務時点でシステムに登録されている当該税関の官署の内、コード指定した官署以外の官署が使用可能
	1	A, B, C...			(エラー)

(A) 使用不可能表示及び全税関の包括指定表示に「0」を入力し、全税関の個別官署コードを入力しない場合

全ての税関官署を包括的に使用可能とする。

(B) 使用不可能表示に「0」を入力し、全税関の包括指定表示に「1」を入力した場合

全ての税関官署を包括的に使用可能とする。

(C) 使用不可能表示に「0」を入力し、全税関の全個別官署コードを入力した場合

入力された全ての税関官署を使用可能とする。(包括指定はされない。)

(D) 使用不可能表示に「1」、全税関の包括指定表示に「0」を入力し、全税関の個別官署コードを入力しない場合

全ての税関官署を包括的に使用可能とする。

(E) 使用不可能表示及び全税関の包括指定表示に「1」を入力した場合

全ての税関官署を使用不可とする。

(F) 使用不可能表示に「1」を入力し、全税関の全個別官署コードを入力した場合

全ての税関官署を使用不可とする。